イラストで説明

障がい者福祉制度のてびき

～Ｑ＆Ａ～

大阪府立交野支援学校
四條畷校・進路部

（平成３０年２月作成）

はじめに

四條畷校も、開校以来多くの卒業生を送り出してきました。

この冊子は進路選択にあたり、保護者のみなさまからいただいた障がい者福祉サービスに関するご質問のうち、主なものをＱ＆Ａ形式で解説をさせていただいたものです。

本校では『進路のてびき』を毎年改訂の上、配付しております。『進路のてびき』は、内容が多岐にわたり、それぞれの内容を詳しく解説していますが、一方で使いにくい面もありました。

この冊子は、内容を障がい者福祉サービスに限定し、かつ、項目も厳選しました。従来の『進路のてびき』と併せてご活用ください。

交野支援学校四條畷校・進路部

もくじ

Ｑ１．　放課後等デイサービスは、大人になっても利用できますか？
Ｑ２．　障害支援区分とは、どのようなものでしょうか？
Ｑ３．　障害支援区分は、療育手帳の区分によって決まるのでしょうか？
Ｑ４．　障害福祉サービスには、支援区分が必要のないサービスもあるのですか？
Ｑ５．　生活介護、就Ｂ…等の名前を聞くのですが、どのような違いがあるのでしょうか？
Ｑ６．　最近「自立訓練」の事業をされている事業所が増えていると聞くのですが…？
Ｑ７．　卒業後、一般企業への就職をめざすための場としてはどのようなものがありますか？
Ｑ８．　就Ａとは、どのような事業内容なのでしょうか？
Ｑ９．　居住市とは別の市の事業所を利用することはできますか？
Ｑ１０．就Ｂを卒業後、利用できなくなったという話を聞いたのですが…？
Ｑ１１．事業所の利用料は毎月どの程度なのでしょうか？
Ｑ１２．昼食代が値上げになると聞いたのですが…？
Ｑ１３．将来、自宅を離れて生活する時に、どのような支援が受けられるのですか？
Ｑ１４．相談支援事業とは、どのような事業なのでしょうか？

Ｑ１．放課後等デイサービスは、

大人になっても利用できますか？

Ａ．利用できません。

ただし、高等部卒業後３月末までは、障がい者（大人）のサービスを利用していない場合は利用可能です。

解説

障がい福祉サービスは、障がい児（子ども）を対象とするサービスと障がい者（大人）のサービスの２つに分かれています。

放課後等デイサービスは障がい児（子ども）のみを対象としたサービスなので、障がい者（大人）になると利用できなくなります。

障がい児
（子ども）
児童福祉法

放課後等デイサービス

１８歳

（卒業）

障がい者
（大人）
障害者総合支援法

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.14～17

Ｑ２．障害支援区分とは、どのようなものでしょうか？

Ａ．支援の度合いを表す６段階の区分です。（大人のみ）

区分６の方が、必要とされる支援の度合いが高いです。

解説

居住市役所が 18 歳の誕生日月を目安に調査（訪問調査・医師の意見書）をします。判定された区分によって利用可能なサービスが異なります。

たとえば…

生活介護…区分**3**以上で利用可能

短期入所…区分**1**以上で利用可能　などなど

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.２２～２３の下の部分、ｐ２４

Ｑ３．障害支援区分は、療育手帳の区分によって決まるのでしょうか？

Ａ．直接は、関係していません。

障害支援区分は、８０項目の調査項目や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が居住市の審査会によりなされます。

解説

〇障害支援区分は、居住市が障がい者（身体障がい・精神障がいも含む）に必要な障害福祉のサービス量のベースを決定するための判定です。
〇療育手帳は、知的障がいの程度に応じて、判定を行うものです。

たとえば

療育手帳 B1　　**支援区分３**

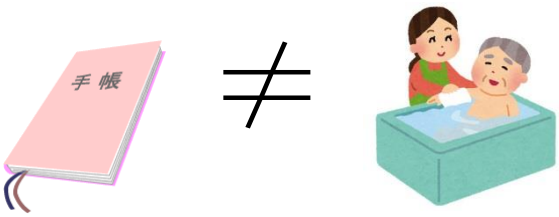

療育手帳と障害支援区分、
それぞれで判定が行われます。

もっと知りたいときは
⇒『進路のてびき』p.２２～２３の下の部分、ｐ２４

Ｑ４．障害福祉サービスには、支援区分が必要のないサービスもあるのですか？

Ａ．区分がなくても利用できるサービスがあります。

障害福祉サービスは、大きく介護給付と訓練等給付にわかれています。
訓練等給付については、支援区分は必要ありません。

解説

訓練等給付（自立訓練・就労移行・就労支援Ａ型・Ｂ型）は支援区分が必要ありません。

区分いる

生活介護

（区分３以上）など

区分いらない

・自立訓練

・就労移行

・就Ａ・就Ｂ

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p22～23、ｐ２４の下の部分

Ｑ５．生活介護、就Ｂ…等の名前を聞くのですが、どのような違いがあるのでしょうか？

Ａ．いずれも日中活動を提供するサービスですが、主な支援内容が異なります。

解説

それぞれのサービスを、生活支援中心・就労支援中心という軸を基準に整理すると、おおむね次のようになります。

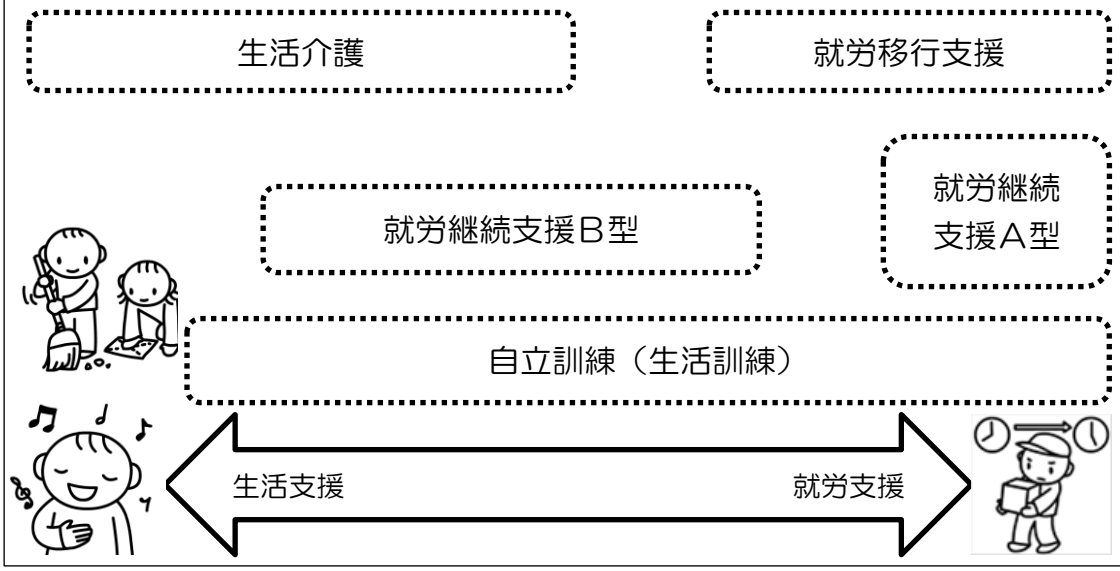

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.１４～１５、２４

Ｑ６．最近「自立訓練」の事業をされている事業所が増えていると聞くのですが…？

Ａ．はい。近年は地域に、主に次の３つのねらいをもった自立訓練事業所が設立されています。

解説

自立訓練は卒業後、**最長２年間**利用できる事業所です。

３つのタイプがあります。

「卒業後の学びの場」

企業就労を目指したコース

ひきこもり支援（訪問型）

※送迎はないケースがほとんどです。

もっと知りたいときは
⇒『進路のてびき』p.１５

Ｑ７．卒業後、一般企業への就職をめざすための場としては

どのようなものがありますか？

Ａ．主に、①障害者職業能力開発校と②就労移行支援事業（障害福祉サービス）があります。

解説

職業訓練校

〇ハローワーク（労働）
〇１年間（一部２年間）
〇「府（市）立」が中心（公営）
〇入試あり（筆記、面接、適正）

就労移行

〇障がい福祉サービス
〇２年間
〇民間事業所
〇入試なし

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.2,

Ｑ８．就Ａとは、どのような事業内容なのでしょうか？

Ａ．就労の場を提供する障害福祉サービスですが、雇用契約を結ぶことが特徴的な点です。

解説

① 福祉サービス利用＋雇用契約を結ぶ

② 最低賃金を保証

③ 企業就労に近い力が必要

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.2,15,24,25

Ｑ９. 居住市とは別の市の事業所を利用することはできますか？

Ａ．できます。

解説

他市の事業所を利用することはできます。手続きは居住市で行います。
たとえば
四條畷市在住⇒東大阪市の事業所を利用（手続きは四條畷市）

送迎希望の場合は、送迎エリアは限定されることがあります。

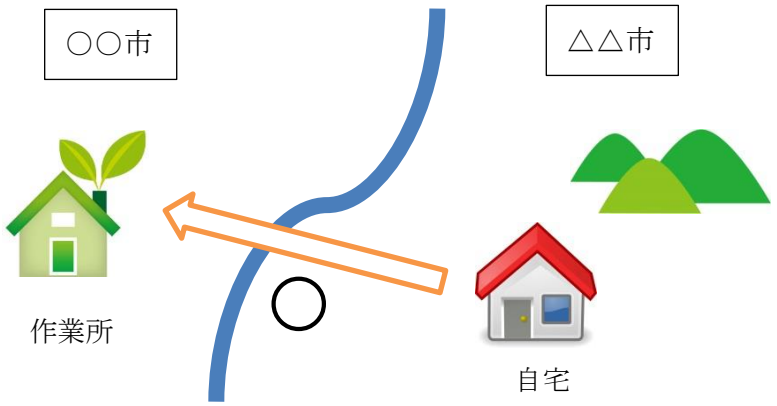

もっと知りたいときは
⇒『進路のてびき』p.33

Ｑ１０．卒業後、就Ｂを利用できなくなったという話を聞いたのですが…？

Ａ．在学中に就労アセスメントを受け、就Ｂの利用が適当との判断があった場合は、利用可能です。

解説

就労経験がない者がＢ型事業所を利用する場合には、就労移行支援事業所等によるアセスメントを実施することが必須とされています。

2015（平成 27）年３月末で、経過措置も廃止となりました。

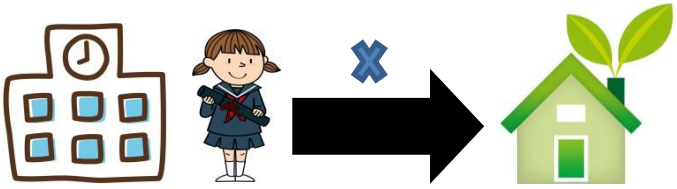

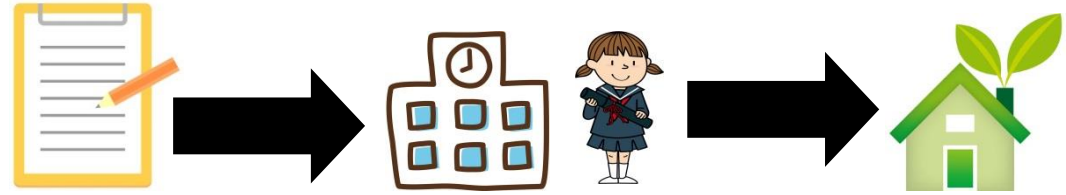

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.8,15,24

Ｑ１１．事業所の利用料は毎月どの程度なのでしょうか？

Ａ．本人の所得により判断されますが、無料のケースが多いです。

ただし、施設によって保護者会費、後援会費、昼食費、レクリエーション費等の実費が必要となることがあります。

解説

障がい福祉サービスの利用者負担には上限があります。上限月額は所得に応じて次の４段階にわかれています。１８歳以上の障がい者の所得は、「世帯」（障がいのある方本人とその配偶者）ごとに判断されます。つまり、本人（お子さん）の所得を判断基準とするため、保護者の所得とは関係なく利用者負担は０円となるケースがほとんどです。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円未満）	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

３人世帯で障害基礎年金１級受給の場合、収入がおおむね３００万円以下の世帯が対象になります。

もっと知りたいときは

⇒『進路のてびき』p.２０～２１

Ｑ１２．昼食代が値上げになると聞いたのですが…？

Ａ．「食事提供加算」の廃止は延期することになりましたので、

値上げとなるケースは当面少ないと思われます。

解説

　通所施設が食事（昼食）を提供した場合、約３００円を施設に補助する制度＝「食事提供加算」があります。この制度の廃止が２００６年から検討されてきましたが、３年ごとに延長を繰り返していました。２０１８年度からの廃止も検討されましたが、議論の結果、今回も食事提供加算は継続されることになりました。

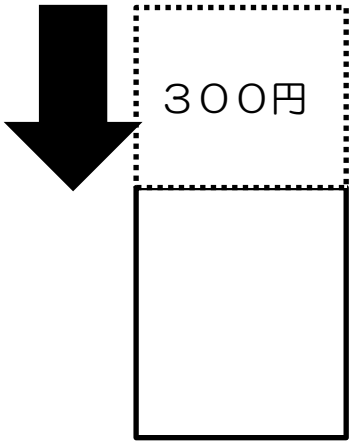

もっと知りたいときは

⇒毎日新聞　２０１７年１２月１５日　朝刊

Ｑ１３．将来、自宅を離れて生活する時に、どのような支援が受けられるのでしょうか？

Ａ．主に①共同生活援助（グループホーム）と②施設入所支援があります。

解説

共同生活援助
（グループホーム）

〇少人数（～１０名程度）
〇地域でともに暮らす
〇今後も増加する傾向

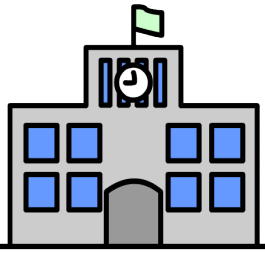

施設入所支援

〇大人数
〇支援区分４～６
〇新規建設は抑制

この他に、２０１８年４月から、一人暮らしを希望する障がい者を支援するための新たなサービスとして「自立生活援助」が新設されます。

もっと知りたいときは
⇒『進路のてびき』p.１４～１５、２４

Ｑ１４．相談支援事業とは、どのような事業なのでしょうか？

Ａ．障害福祉サービス等の利用計画の作成・見直しのほか、さまざまな生活上の相談ができる事業です。

解説

指定特定相談支援事業者
（計画作成担当）

〇計画相談支援

サービス等利用計画の作成

〇基本相談支援

指定一般相談支援事業者

〇地域相談支援

・地域移行支援
施設からの退所者への支援
・地域定着支援
単身生活者への連絡体制確保
緊急支援

〇基本相談支援

もっと知りたいときは
⇒『進路のてびき』p.１８～１９